

令和3年7月12日

保護者各位

うるま市立天願小学校
校長 加納 貢
(公印省略)

緊急事態宣言期間の延長に伴う部活動等について

猛暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて沖縄県における緊急事態宣言再延長の措置を受け、部活動については、うるま市教育委員会より下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

記

1 うるま市の感染状況

(1) 臨時休業明けから現在に至るまで、学級閉鎖8学級、学年閉鎖1学年、学校PCR実施数が7回となっており、また、本市においては毎日のように新型コロナウイルス感染による死亡者もでており、厳しい状況である。

2 部活動等の活動について

(1) 7月12日(月)～7月18日(日)

- ① 部活動等(スポーツ少年団等含む)については、原則休止とする。
- ② 8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、活動を認めることとする。
- ③ 十分な感染症対策を講じ、活動内容等を精選し、短時間(平日90分以内、早朝練習なし、土日休日2時間以内)の活動とし、必要最小限の人数で行うこと。
※上記の時間については、準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない。
※活動時間とは、校内外問わず1日の総活動時間とする。
※活動時間の管理を徹底する。(学校によって差がないこと・決められた時間を守る)
- ④ 練習試合や合同練習は禁止とすること。
- ⑤ 部活動に係る学校への登下校時、公式戦会場等への移動時において、生徒同士による飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底すること。

(2) 7月19日(月)～夏季休業中

- ① 活動時間は2時間以内(準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない)とする。
夏季休業期間中は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。なお、部活動時間以外(帰宅時間等)において、児童生徒同士の飲食がないよう、確実に指導すること。
- ② 緊急事態宣言期間中、県内外での合宿・遠征や県外校との練習試合・合同練習は行わないこと。
- ③ 緊急事態宣言期間中であっても夏季休業期間中は、県内における練習試合・合同練習は、人数制限した上で2時間以内とし、移動時を含め感染症対策を十分講じた上で実施すること。
- ④ 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
- ⑤ 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と教育委員会で協議すること。

3 その他(緊急事態宣言発出中のすべての期限において順守をお願いします。)

- (1) 部活動において複数名の陽性報告があったことから、屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
- (2) 発熱等の風邪の症状等がある場合には、児童生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- (3) 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- (4) 検温等、健康観察の実施を徹底すること。
 - ① 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
 - ② 活動を児童生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
 - ③ 日時や活動内容をあらかじめ児童生徒や保護者に周知すること。(緊急時の連絡体制の構築)
 - ④ 部活動前後に、児童生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。(部室、更衣室等含む。)